

佐大國第266号
平成31年2月1日

各学部長
全学教育機構長
附属図書館長 殿
保健管理センター長
共同利用・共同研究拠点及び
学内共同教育研究施設の長
美術館長

理事（研究・社会貢献担当）
国際交流推進センター長 寺本憲功

佐賀大学学術交流協定取扱要項の制定について（通知）

このことについて、これまで未整備であった外国の大学等と本学間における学術交流協定の基準を可視化することにより今後の適正な協定締結につなげるため、別添のとおり「佐賀大学学術交流協定取扱要項」を制定（平成31年1月22日）しましたのでお知らせします。

今後は本要項に沿って大学間協定又は部局間協定の手続きを進めてくださいようお願いします。

なお、部局間協定についても事前に国際交流推進センター長への事前相談が必要ですので御留意ください。

担当

学術研究協力部国際課
寺田、長崎（内線）8166、8203
ryugaku@mail.admin.saga-u.ac.jp